

第六号様式(第十八条関係)

(用紙の寸法は、日本産業規格B8とする。)

第 号

身 分 証 明 書

写 真

住 所
氏 名
所属及び職名
生 年 月 日

右は、港湾法第五十五条の二の二第一項の規定により港湾工事のための調査又は測量を行うため他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。

交付年月日

有効期間

発行機関名

発行機関印

(表)

港湾法抜粋

(他人の土地への立入り)

第五十五条の二の二 国土交通大臣又は港湾管理者は、港湾工事のための調査又は測量を行うためやむを得ない必要があるときは、その業務に従事する職員又はその委任した者を他人の土地に立ち入らせることができる。

2 国土交通大臣又は港湾管理者は、前項の規定によりその職員又はその委任した者を他人の土地に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、その土地の所有者又は占有者に対し旨を通知しなければならない。ただし、これらの者に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第一項の規定による立入りは、所有者又は占有者の承諾があつた場合を除き、日出前及び日没後においては、してはならない。

4 第一項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(裏)